

# 採石業者登録申請書等作成手引き

## I 申請書等の作成に関する一般的な注意事項

- 1 申請（届出）者が法人の場合は、申請（届出）者の住所、名称並びに代表者名は、その法人の登記事項証明書に記載事項と一致すること。
- 2 登録する事務所が2以上ある場合は、業務管理者の氏名の後に括弧書きで該当する事務所の名称を記載すること。

## II 採石業者登録申請書

- 1 作成上の注意事項
  - (1) 採石業者登録申請書は、様式第1（省令第8条関係）によるものとする。
  - (2) 佐賀県収入証紙は、消印しないこと。
- 2 添付書類
  - (1) 法人の場合
    - ①申請者、代表者、業務を行う役員及び業務管理者の誓約書（様式第1号）
    - ②採石業務管理者試験合格証又は採石業務管理者認定証の写し
    - ③業務管理者従業証明書（様式第2号）
    - ④業務管理者の住民票（マイナンバーが記載されていないものに限る。）
    - ⑤法人の登記事項証明書
    - ⑥申請者、代表者、業務を行う役員及び業務管理者の生年月日を証する書面
  - (2) 個人の場合
    - ①申請者及び業務管理者の誓約書（様式第1号）
    - ②採石業務管理者試験合格証又は採石業務管理者認定証の写し
    - ③業務管理者が申請者と異なる場合は、業務管理者従業証明書（様式第2号）
    - ④申請者及び業務管理者の住民票（マイナンバーが記載されていないものに限る。）
    - ⑤申請者及び業務管理者の生年月日を証する書面

## III 採石業者承継届書

- 1 作成上の注意事項
  - (1) 採石業承継届書は、様式第3（省令第8条の3関係）及び様式第4（省令第8条の3関係）によるものとする。
  - (2) 承継者が佐賀県で採石業者の登録を受けている場合は、様式第3（省令第8条の3関係）及び様式第4（省令第8条の3関係）の両方の届書を提出すること。
  - (3) 承継者が佐賀県で採石業者の登録を受けていない場合は、様式第4（省令第8条の3関係）の届書を提出すること。

## 2 添付書類

- (1) 承継届書には、承継により新たに採石業者としての地位を取得した者（法人の場合は、代表者及び業務を行う役員を含む。）の誓約書（様式第1号）を添付すること。
- (2) 承継届書には、承継事項証明書（様式第4号の2）を添付すること。
- (3) 承継に伴い、事務所の新設又は業務管理者の変更があった場合は、承継届書に次の書面を添付すること。
  - ①業務管理者の誓約書（様式第1号）
  - ②業務管理者試験合格証又は業務管理者認定証の写し
  - ③業務管理者従業証明書（様式第2号）
  - ④業務管理者の住民票（マイナンバーが記載されていないものに限る。）
  - ⑤申請者、代表者、業務を行う役員及び業務管理者の生年月日を証する書面
- (4) 承継者が佐賀県で採石業者の登録を受けていない場合は、採石業者の登録を受けるために必要な書類（「Ⅱ採石業者登録申請書」の「2添付書類」に掲げられたもの。）を併せて添付すること。
- (5) その他の添付書類
  - 〔1〕採石業者の事業の全部を譲り受けた場合
    - ①様式第4の2（省令第8条の3関係）による採石業者事業譲渡証明書
    - ②被承継者が採取計画の認可を受けていた場合は、当該岩石採取場について事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面
      - ア) 使用土地一覧表（採取計画認可申請書作成手引きに記載する様式第4号）
      - イ) 使用する土地の登記簿謄本
      - ウ) 使用する土地の所有者、その他土地に関し第三者に対抗する権利を有する者等と承継者との間の契約書、もしくは同意書の写し
      - エ) 他法令の許認可等を受ける必要がある場合は、承継者が他法令の許認可を受けている、又は受ける見込みがあることを示す書面（許可証の写し等）
      - オ) 保証書（採取計画認可申請書作成手引きに記載する様式第3号）
  - 〔2〕2以上の相続人全員の同意により事業を承継すべき相続人として選定された場合
    - ①様式第5（省令第8条の3関係）による採石業者相続同意証明書
    - ②全ての相続人が分かる戸籍謄本
  - 〔3〕相続人が1人の場合、又は相続人全員が共同で相続した場合
    - ①様式第6（省令第8条の3関係）による採石業者相続証明書
    - ②全ての相続人が分かる戸籍謄本
  - 〔4〕法人の合併により採石業者の地位を承継した場合  
合併の登記をした法人の登記事項証明書（合併により消滅した法人の名称、住所及び合併した旨が明確に分かるもの）
  - 〔5〕法人の分割により採石業者の地位を承継した場合
    - ①様式第6の2（省令第8条の3関係）による採石業者事業承継証明書
    - ②分割の登記をした法人の登記事項証明書（分割をした法人の名称、住所及び分割をした旨が明確に分かるもの）

- 3 承継者が佐賀県で採石業者の登録を受けている場合は、承継届書を提出する際に、保有している登録証を返納すること。

## IV 採石業者登録事項変更届書

### 1 登録事項変更届書の記載上の注意事項

- (1) 変更届書の様式は、様式第7（省令第8条の4関係）によるものとする。  
 (2) 変更事項が複数ある場合は、記載欄に変更事項を併記し、それぞれに必要な添付書類を併せて提出すること。

### 2 添付書面等

	変更事項の内容	必要な添付書面
1	登録を受けた個人の氏名又は住所 業務管理者の氏名	① 住民票(マイナンバーが記載されていないものに限る。) ② (必要に応じて)生年月日を証する書面
	法人の代表者又は業務を行う役員の氏名	法人の登記事項証明書
2	事務所の新設、移転又は住所表示の変更	—
3	法人の名称又は住所	法人の登記事項証明書
4	法人の代表者又は業務を行う役員	① 誓約書(様式第1号) ② 法人の登記事項証明書 ③ 生年月日を証する書面
5	業務管理者の事務所間異動又は減員	—
6	業務管理者の増員	① 誓約書(様式第1号) ② 採石業務管理者試験合格証又は採石業務管理者認定証の写し ③ 業務管理者従業証明書(様式第2号) ④ 業務管理者の住民票(マイナンバーが記載されていないものに限る。) ⑤ 生年月日を証する書面

※「誓約書(様式第1号)」及び「生年月日を証する書面」は、全ての役員及び業務管理者について提出を求めます。(法第32条にかかる暴力団排除関係)

- 3 変更届書を提出する際には、保有している登録証を返納すること。

## IV 採石業廃止届出書

### 1 廃止届書の記載上の注意事項

廃止届書の様式は、様式第8（省令第8条の5関係）によるものとする。

- 2 廃止届書を提出する際には、保有している登録証を返納すること。

## V 採石業者登録の取消し

登録の取消し処分を受けた場合は、直ちに登録証を返納すること。